

GAP取組みマニュアル【茶】

- 1 ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存している。

ポイント

農業生産工程管理をするための基礎的な情報として、ほ場の位置、面積等の一覧を作ります。

※次のこと取り組みます。

- ①ほ場の位置、面積等の一覧を作り、管理しやすいようにほ場番号などの名称を付ける。

※茶については茶工場を含む。

圃場台帳				
		所有者名：○山古様		
口△庭○×市△町8 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		全体	91a	
圃場番号	面積/a	圃場住所	所有形態	作物名①
D-1	15	○X市△町2	所有	トマト 豆とうり
D-2	3	○X市△町3-3, 6-4	所有	トマト 豆とうり
D-3	18	○X市△町2-2, 29	借地	ルッコラ ほうれん草
D-4	20	○X市△町18, 19	借地	ルッコラ ほうれん草
D-5	22	○X市△町636	所有	ブロッコリー 小松菜
D-6	13	○X市△町196	借地	ブロッコリー 小松菜

ほ場の位置、面積の記録

書類確認：【参考様式① ほ場台帳、② ほ場見取り図】

2 ほ場やその周辺の汚染がないことを確認している

ポイント ✓

安全な農産物づくりのため、ほ場やその周辺が有害な土や汚水で汚染された地域でないか確認し、また今後も汚染を防ぐように防止策を取ります。

※次のことを確認します。

- ・行政による土壤汚染地域通知・指定がないか。
- ・ほ場及び隣接する土地の使用履歴や現在の用途。

※次のようなことに取組みます。

- ・家畜ふん堆肥の製造保管場所は、大雨時に堆肥や原料ふんが流出しないようにする。
- ・大雨時に汚水の流れ込みを防ぎ、速やかに排水する。
- ・ほ場が整理・整頓・清掃されており、廃棄物や資材、農産物の残渣の散乱がないようにする。

書類確認：【参考様式③ ほ場リスク評価表】

③ 使用する水源を確認している。また、水源の汚染がわかった場合は改善策をとっている。

ポイント ✓

栽培や収穫、調製に使う水を通じて、病原菌が媒介し農産物が汚染される可能性があります。どのような水を使っているかを把握し、汚染の可能性がある場合は、使用の制限や清掃などにより改善を行います。

※次のようなことに取り組みます。

- ①かん水や農薬の希釀、収穫後の洗浄などに使用する水の水源の確認を行っている。
河川やため池等の地表水、地下水、水道水のいずれなのかを確認。
収穫以降の水（荒茶加工を含む）は、飲用に適した水を使用する。
- ②地表水や地下水を使う場合には、水路やバルブが動物のふん等の汚物や堆肥で汚れていないか定期的に観察をし、汚れていたらきれいに清掃し、今後流れ込まないように改善している。
- ③汚染の疑いがある場合は、定期的な水質検査を実施し、大腸菌や有害物質が含まれていないか確認する。



堆肥の散乱による汚染（×）

（出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」）



水路やバルブの確認

書類確認：【参考様式 ③ほ場リスク評価表】
水質検査結果（必要な場合）

4 農薬はラベルで使用方法を確認し、記載内容を守って使用している。

ポイント ✓

無登録農薬の使用は法令上禁止されています。登録農薬であることを確認し、ラベルの内容に従って農薬を使用します。

※毎回、次のことを確認します。



登録農薬の確認

(出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」)

- ①登録農薬である。
- ②農薬を使用できる農作物である。
- ③農薬の使用量を守っている。
- ④農薬の希釈倍率を守っている。
- ⑤農薬の使用時期が収穫前日数を過ぎていない。
- ⑥使用できる有効成分の回数及び総使用回数が超えていない。
- ⑦農薬の有効期限を過ぎていない。
- ⑧農薬の使用上の注意事項を確認している。

質問での確認：【ラベル確認内容】



農薬ラベルでの確認

5 農薬は必要な量だけを計って散布液を調製している。

ポイント✓

環境保全のため、農薬の散布液が余ることがないよう、必要な量だけを計って散布液を調整します。（経営改善にもつながります。）



希釈倍率 (倍)	一定量の希釈液を作るのに 必要な薬量(gまたはml)		一定の薬量でできる 希釈液の量(l)	
	10 リットル	100 リットル	100g (ml)	500g (ml)
10	1,000	10,000	1	5
20	500	5,000	2	10
50	200	2,000	5	25
80	125	1,250	8	40
100	100	1,000	10	50
150	67	667	15	75
200	50	500	20	100
250	40	400	25	125
300	33	333	30	150
350	29	286	35	175

計量はかりや容器

（出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」）

農薬希釈早見表を利用

※毎回、次のことを実施します。

- ①農薬ははかりや計量器具を使って正確に計量及び希釈する。
- ②使い切る量だけ用意する。

現地確認：調製器具

質問での確認：農薬調製方法について

6 防除器具は使用前に破損等がないか点検し、使用後には十分に洗浄している。

ポイント ✓

農薬を適用外の作物にかけてしまうのを防ぐため、使用前には防除器具を点検し、破損や汚れがないか確認します。使用後にはしっかりと洗浄し、防除器具内に残液を残さないようにします。

※毎回、次のことを確認します。

- ①使用前にノズルやホースのゆるみ、ひび割れなど損傷がないか。
- ②残液で汚れていないか。

※毎回、次のことを実施します。

- ①使用後は、タンクとホース、ノズル、ストレーナーなどを洗浄する。
- ②洗浄水は薄めてほ場等に散水し、河川や排水路に直接流さないようにする。



ノズルやホースの点検



農薬や洗浄した水は河川や排水路に直接流さない

質問での確認：点検内容

7 周辺作物への農薬飛散（ドリフト）を防止する対策を実施している。

ポイント✓

農薬の使用は適用作物が決められています。農薬散布の際は、農薬の飛散による周辺作物への影響を低減するために、農薬飛散（ドリフト）対策を行います。

※次のようなことに取り組みます。

- ①ほ場周辺で栽培されている作物を確認する。
- ②風向きに注意して散布する。
- ③風向きを考慮したノズルの向きやドリフト低減ノズルを使用する。
- ④飛散が少ない形状の農薬、散布方法を選択する。
- ⑤障壁作物の作付けや飛散防止ネットを張る。
- ⑥周辺作物の栽培者に対して、事前に農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について連絡する。



障壁作物の作付け



ドリフト低減バー

現地及び質問での確認：対策方法について

8 周辺住民への影響を考えて農薬を散布している。

ポイント ✓

農薬の飛散により周辺住民等に健康被害が生じないよう、注意して農薬を散布します。

※次のようなことに取り組みます。

- ①風向きを考慮したノズルの向きやドリフト低減ノズルを使用する。
- ②近隣の住宅に影響が少ない天候の日や時間帯に散布する。
- ③住宅地で農薬を散布する場合、住民へ事前に通知を行う。

質問での確認：対策方法について

9 農薬は適切な環境に保管している。

ポイント ✓

農薬は農薬取締法、毒物及び劇物取締法によりその取扱が定められています。安全に保管するため、取扱のルールを守ります。

※農薬は次のようなところに保管する。

- ①専用の農薬保管庫に保管する。
- ②鍵がかかっており、鍵の管理責任者を置く。
- ③強固なつくりである。
- ④毒物・劇物及び危険物は、それらを警告する表示がされており、他の農薬と明確に区分して保管している。
- ⑤農薬の飛散や漏れを防ぐため、専用の清掃用具やトレイ等を設置している。

また、農薬保管庫は次のような場所に設置する。

- ①通気性がある。
- ②ラベルが読める程度の明るさがある。



ガラス戸の棚に保管しない（×）
【盗難の恐れあり】



鍵のついた
農薬保管庫



危険物の表示
(出典: 農業ナビゲーション
研究所「GAP取組支援データ
ベース」)

現地確認: 農薬保管庫と農薬の保管状況

10 農薬の使用に関する内容を記録し、保存している。

ポイント ✓

農薬を散布したら、その内容を記録し保存します。また、農薬に関する情報を後で確認できるようにするため、購入伝票の保存や、在庫などを記録します。

※以下の項目を記録して保存します。

- ①使用日
 - ②使用場所
 - ③使用した農作物
 - ④使用した農薬の種類または名称
 - ⑤農薬の使用量と希釈倍率
 - ⑥散布液量
 - ⑦使用目的（対象病害虫や雑草）
 - ⑧在庫量

また、購入伝票を保存する。



農薬の記録

(出典：農業ナビゲーション研究所)

「GAP取組支援データベース」

出庫登録		在庫登録	
品名		在庫登録	出庫登録
品名	単位	在庫登録	出庫登録
○○○○○	個	△△△△△	△△△△△
出庫登録		在庫登録	
品名	出庫登録品名	在庫登録品名	在庫登録
26) 4-1	○○ ○○○○	△△ △△△△	管理用名
27) 4-1	○○ ○○○○	△△ △△△△	管理用名
備考欄			
品名	出庫登録品名	受入登録	出庫登録
26) 4-1	販賣用-00000		350
1-1	△△△△△	○○○○○	50
1-2	△△△△△	○○○○○	50
1-3	△△△△△	○○○○○	50
1-4	△△△△△	○○○○○	500
1-5	△△△△△	○○○○○	400
1-6	△△△△△	○○○○○	300
1-7	△△△△△	○○○○○	200
1-8	△△△△△	○○○○○	100
27) 4-1	購入	500	600
1-15	○○○○○	○○○○○	400
1-16	○○○○○	○○○○○	300
1-17	○○○○○	○○○○○	700
1-18	○○○○○	○○○○○	700
合計登録		1000	700
26) 4-1	販賣用-00000		350
1-1	△△△△△	○○○○○	50
1-2	△△△△△	○○○○○	50
1-3	△△△△△	○○○○○	50

農業帳簿

書類確認：【参考様式④ 農薬記録簿、⑤農薬在庫表】
購入伝票

11 農薬だけに頼らない防除方法（IPM）を実践している。

ポイント ✓

環境と調和の取れた農業生産を行うため、農薬だけに頼らず、その他の防除手段との組合せを行います。

※次のようなことに取り組みます。

①病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めている。

- (例) • 病害虫の発生源となる罹病の株・枝を除去する。
 - 病害虫に抵抗性がある品種を導入する。
 - ほ場周辺を清掃する。

②病害虫の発生状況を把握した上で防除している。

- (例) • 県で発表する発生予察情報を入手した上で防除を行う。
 - ほ場見回りにより病害虫の発生状況を把握した上で防除を行う。

③防除を実施する場合は、農薬とそれ以外の防除方法を組み合わせている。

- (例) • 生物農薬（天敵等）、性フェロモン剤を使用する。
 - 輪作や対抗植物を導入する。
 - 防虫ネット、袋掛け、雨よけ栽培等の被覆技術を導入する。
 - 反射資材を利用する。
 - 黄色灯を設置する。
 - 太陽熱消毒や土壤還元消毒を行う。
 - その他の物理的、耕種的、生物的防除技術を導入する。

--- <IPMとは> ---

病害虫の発生予察情報等に基づき、耕種的防除（伝染病植物除去や輪作等）、生物的防除（天敵やフェロモン等の利用）、化学的防除（農薬散布等）、物理的防除（粘着版や太陽熱利用消毒等）を組み合わせた防除を総合的に実施し、病害虫の発生を抑制、管理する手法。



性フェロモン剤の設置



反射資材の設置



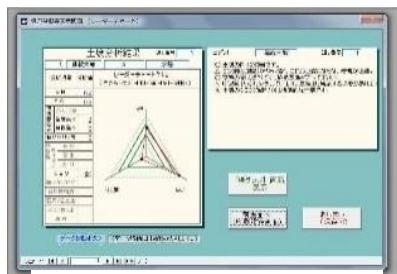
天敵の利用

質問での確認：IPM の実施内容

12 土壤診断結果に基づいて施肥をしている。

ポイント ✓

作物は施用した肥料成分のすべては利用できないため、過剰な施肥は溶脱して地下水汚染につながります。土壤診断を行い、結果に基づいた施肥に取組みます。



土壤診断結果の利用

※次のようなことに取組みます。

- ①土壤診断結果、県の施肥基準、JA の栽培歴等で示している施肥量、施肥方法に関する情報をもとに施肥に取組む。
- ②堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥を行う。

また、施肥が正確に行われるよう、施肥用機械・器具の点検整備を行う。

書類確認：土壤診断結果、【参考様式⑦ 肥料記録簿】

13 堆肥を使用する場合、完熟堆肥を施用している。

ポイント ✓

未熟な堆肥は生育不良、土壤病害の発生、病原微生物による農産物汚染、外来雑草種子の混入等の危険性があるので、数日間高温（70°C以上）で発酵したものを使用します。



完熟堆肥の利用

※完熟堆肥は腐熟の過程で温度が上昇し病原微生物を死滅させることができます。

書類確認：保証票または
【参考様式⑥ 堆肥に関する情報管理票】

14 堆肥等の施用による適切な土壌管理(土づくり)を実施している。

ポイント

土壤有機物は土壤の状態を良好に保ち、可給態窒素等の養分を作物へ持続的に供給するため、生産性の向上や環境保全機能の維持および向上にとって不可欠です。

※次のようなことに取組みます。

- ①標準的な施用基準に基づいた堆肥の施用
- ②稻ワラ等のすき込み
- ③緑肥栽培



米ぬかのすきこみ
による土づくり



緑肥による土づくり

現地または質問での確認：土づくりの実施内容

書類確認：参考様式⑫作業日誌

15 肥料の使用に関する内容を記録し、保存している。

ポイント ✓

農産物の安全管理と消費者への信頼性向上のため、施用した肥料（土壌改良材を含む）の内容を記録し保存します。また、肥料に関する情報を後で確認できるようにするため、購入伝票を保存します。

※以下の項目を記録して保存します。

- ①施用日
 - ②施用場所
 - ③施用した農作物
 - ④施用した肥料の名称
 - ⑤施用面積
 - ⑥施用量
- また、購入伝票を保存する。



肥料の記録

書類確認：【参考様式⑦ 肥料記録簿】、購入伝票

16 農作業者の衛生管理を実施している。

ポイント ✓

生鮮農産物に直接触れる作業者は、汚染の要因の一つとなりやすいため、作業者の衛生管理や健康管理を行います。

※以下のことを徹底します。



清潔な手袋を使用

(出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」)

- ①清潔な作業着や手袋、履物の着用。
- ②爪は短く清潔にし、手足の傷は手袋等で覆う。
- ③手洗いの励行。
- ④咳やくしゃみによる飛沫の拡散防止に、マスクを着用する。
- ⑤部外者への農場内の衛生ルールの周知
- ⑥作業管理者は、作業者の健康管理に努め、下痢、嘔吐、発熱など感染症が疑われる場合は、農産物に直接触れる作業につかせない。

掲示物確認：手洗い方法、農場内ルール等

17 ほ場から通える場所に手洗い場やトイレを確保し、清潔に保つて
いる。

ポイント ✓

生鮮農産物に直接触れる作業者は、汚染の要因の一つとなりやすいため、衛生的な状態を保てるよう、手洗い設備やトイレを確保します。

※次のことについて取組みます。

- ①ほ場や各施設から通えるところに手洗い設備やトイレを確保する。
- ②また、これらが汚染源とならないように清潔にする。



手洗い場の設置



トイレの整備



トイレ専用の履物

(出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」)

(出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」)

書類確認：【参考様式② ほ場見取り図への手洗い施設、トイレの
落とし込み】

現地確認：手洗い場、トイレ（可能な場合）

18 荒茶加工施設、貯蔵施設の衛生管理を実施している。

ポイント ✓

荒茶加工施設、貯蔵施設の環境整備、整理・整頓、衛生管理を行うことで、茶の汚染や異物混入を防止します。

※次のようなことに取り組みます。



排水設備の設置

- ①製茶施設内及びその周辺は、定期的に整理、整頓、清掃を行い、施設の稼働中は常に清潔に保つ。
- ②製茶施設内に不要なものを置かない。
- ③製茶施設の壁、天井及び床は常に清潔に保つ。
- ④製茶施設の床は排水設備を備え、排水が滞らないよう衛生的に管理をする。
- ⑤細かいものが見える十分な明るさの照明を設置する。
- ⑥廃棄物は適切な方法で処理をする。

現地確認：整理整頓の状態、清掃用品保管の状態

掲示物確認：清掃方法マニュアル

19 収穫・運搬・荒茶加工に使用する農機具類を衛生的に管理している。

ポイント ✓

食品衛生のため茶葉が直接触れる器具は常に清潔に保ち、農機具からの汚染や異物混入を防ぎます。

※次のようなことに取り組みます。

- ①収穫・運搬・荒茶加工に使用する器具類の定期的な手入れと洗浄を行う。
- ②収穫、保管に用いる器具類は茶葉以外に使用しない。

現地確認：整理整頓の状態

書類確認：【参考様式⑭ 収穫・運搬・荒茶加工までのリスク評価表】

20 収穫・運搬・荒茶加工の時に農産物の汚染や異物混入を防止している。

ポイント ✓

製茶を行う際は、茶の汚染や異物混入を防ぐため、収穫・運搬・荒茶加工の各工程毎に汚染防止や異物混入防止対策を実施します。

※次のようなことに取り組みます。



荒茶工場の
土足禁止対策

- ①喫煙・飲食は決められた場所で行う。
- ②荒茶加工にあたっては、金属、ガラス、ちり木コリ、洗浄剤、機械油等の異物混入を防止する対策を行っている。
- ③製茶施設内への昆虫、小動物の侵入防止対策を行っている。
- ④製茶及び仕上げ茶の製造エリアは土足禁止とする。
- ⑤清掃に用いる器具は使用する目的に合わせて使い分けを行う。また、使用した器具は常に清潔に保つ。

書類確認：【参考様式⑭ 収穫・運搬・荒茶加工までのリスク評価表】

21 農業生産活動に伴う廃棄物は適正に処理している。

ポイント ✓

農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施は、法令で義務づけられています。自分で処理ができない場合は、資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託します。

※次のことに取り組みます。

- ①農業生産の中で発生する廃棄物（農薬の空容器、農薬や肥料の空き袋、農業用ビニル、有効期限切れの農薬、農業機械）などは地域で決められた方法で処理をする。
- ②自分で処理ができない場合は、資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託する。



放置された農薬空容器（×）

（出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」）



農薬空容器の適切な保管

（出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」）

書類確認：【参考様式⑧ 廃棄物リスト】

現地確認：廃棄物保管の状態

22 農業生産活動に伴う廃棄物を不適切に焼却していない。

ポイント ✓

農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却は法令で禁止されています。認められた廃棄物を焼却できる場合であっても、住居が集合している地域で、悪臭が発生するゴム、ビニル、廃油などを焼却しません。

書類確認：【参考様式⑧ 廃棄物リスト】

23 作物残さ等、有機物のリサイクルを実施している。

ポイント ✓

環境負荷軽減のため、作物残さ等の有機物のリサイクルを行い、有効活用します。

※次のようなことに取組みます。

- ①作物残さ（未利用有機物）を堆肥化する。
- ②ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き、ほ場に還元し土づくりに利用する。
- ③家畜の飼料や畜舎の敷料などに利用する。

野積みされた作物残さは悪臭や虫が発生し、周辺住民に迷惑をかける可能性があります。また、野生鳥獣を呼び寄せることにもつながります。



作物残さの回収
(落花生の殻のたい肥)
(出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」)



残さのほ場への還元
(もみ殻の活用)
(出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」)

現地または質問での確認：作物残さの利用について

24 省エネルギー対策を実施している。

ポイント ✓

環境保全及び省資源のため、それぞれの営農条件に応じたエネルギーの使用について、常に節減を心がけます。

※次のようなことに取組みます。

- ①機械、器具の点検整備と施設の破損箇所の補修
- ②適切な温度管理の実施
- ③不必要的照明の消灯
- ④エネルギー効率の良い機種の選択
- ⑤バイオマスエネルギー、太陽熱、地熱の利用



農機具の整備



ハウスの内張り



循環扇の導入

(出典：農業ナビゲーション

研究所「GAP取組支援
データベース」)

書類確認：【参考様式⑨ 省エネルギー対策一覧】

25 燃料を適切に管理している。

ポイント ✓

燃料は、近くに火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所で保管し、万一燃料が漏れても河川等に流れ出さないような対策をとります。

※次のようなことに取組みます。

- ①燃料タンクや配管から燃料もれがないか確認する。
- ②燃料のそばで火気を使用しない。
- ③危険物表示を行う。
- ④燃料に適した容器を用いる。ガソリンは金属製の容器に入れる。
- ⑤専用の場所に保管する。
- ⑥消火器を設置する。
- ⑦燃料タンクの容量にあった防油堤を設置する。
- ⑧燃料が漏れた時の対応策を準備している。
- ⑨その他、法令を遵守した管理を行っている。



ガソリンは金属製
の容器に入れる



消火器の設置



防油堤の設置

現地確認：保管場所、保管容器、危険物表示

26 土壌浸食を軽減する対策を実施している。

ポイント ✓

雨風によって土壌が浸食（流出）を受けると、作物の生育にとって必要な表土が失われます。また河川への流入によって河川の汚染につながるため、浸食を防ぐ対策に取り組みます。

※必要な場所では、次のようなことに取組みます。

- ①適地での不耕起栽培
- ②被覆作物（草生栽培を含む）の栽培
- ③植生帯（グリーンベルト）の設置
- ④等高線栽培
等高線に沿った畦立てなど
- ⑤堆肥等の施用により、土壌の透水性を改善する。
- ⑥防風垣の設置



草生栽培による
土壌浸食防止



マルチによる
土壌浸食防止

現地または質問での確認：土壌浸食を防ぐ方法について

27 有害鳥獣等による農業被害防止策を実施している。

ポイント ✓

有害鳥獣等（イノシシ、シカ、サルなど）の食害による直接被害や、サルモネラ菌、病原性大腸菌等の汚染を避けるため、ほ場や作業場等に有害鳥獣等が入らないような対策を取ります。

※次のようなことに取組みます。



侵入防止柵の設置

- ①有害鳥獣のエサとなる農作物の残渣や雑草等を処分する。
- ②ほ場周辺の山林や遊休農地を整備し、有害鳥獣の隠れ場や侵入経路を除去する。
- ③ほ場周辺にフェンスや電気柵などの侵入防止柵を設置する。

現地確認：ほ場の対策状況について

28 安全に農作業を行うため、服装や防護具に注意している。

ポイント

安全で快適な農作業を行うため、作業内容に応じて、適正な服装、防護具等を使い分けます。また、作業後は適宜洗浄し、所定の場所に保管します。

※次のようなことに取組みます。

- ①転倒、落下物等の危険性のある場所ではヘルメットを着用する。
- ②粉じんのあがる作業場所では、防塵メガネや防塵マスク等を着用する。
- ③刃物や鋭い突起物等に触れる作業の場合は、作業に適した保護手袋を使う。
- ④防除の作業の時には専用の作業衣、保護具を使用する。作業後は保護具を清潔にし、所定の場所に保管する。
- ⑤回転部分のカバーができる機械を使用する場合には、袖口（そでぐち）や裾（すそ）が締まった服装をし、タオル等の巻き込まれやすいものは身につけない。



草刈用防災面の着用



袖口や裾に注意

現地確認：必要な服装、防護具があるか

29 農業機械類の保守管理・点検を励行している。

ポイント

農業機械等（機械、装置、器具など）を安全に使用するため、安全装備の確認、使用前点検、使用後の整備や適切な管理を行います。

※次のようなことに取組みます。

- ①機械購入時に、形式検査合格証票や安全鑑定証票の有無を確認する。
- ②中古機械を購入する時は、安全装備の状態や取扱説明書の有無を確認する。
- ③使用前点検と使用後の整備を行う。
- ④安全に出入りができる、機械等の点検・整備が行える格納庫を整備する。
- ⑤保管時は、機械等の昇降部を下降させ、施錠し適切に管理する。
- ⑥農機リストを用意し、点検整備の記録を行う。



自主検査票の確認



使用前点検の実施

書類確認：【参考様式⑩ 整備記録】

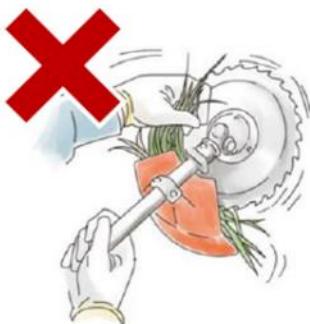
30 機械、装置、器具類を適正に使用している。

ポイント

農作業事故を減らすため、いつもの作業であっても油断せずに、取扱説明書の使用方法をよく理解して、適正な使用を行います。

※次のようなことに取組みます。

- ①取扱説明書をよく読み、使用方法をよく理解する。
- ②機械等への詰まりや巻き付き物を除去するときには動力（エンジン、モーター）を停止し、昇降部落下防止装置の固定を徹底する。
- ③乗用型トラクターで移動するときにはシートベルトを締め、左右ブレーキを連結する。
- ④脚立やはしごを使用する時は足の接地面の安定化を図り、脚立の固定金具は確実にロックする。



機械等への詰まりは
エンジンを停止して



移動時は左右ブレーキ
を連結

書類確認：取扱説明書

31 危険箇所や危険な作業を事前に把握している。

ポイント

農作業を安全に行い、農作業事故を防止するため、ほ場や出荷調整場（周辺含む）の危険箇所や危険な作業を把握し、農作業事故を起こさないように農場内でルールを決め、関係者でそれを実践します。

※次のようなことに取組みます。

- ①危険箇所や危険性の高い機械作業を年に1回以上把握し、その対策を見取り図や文書で取りまとめる。
- ②①について関係者の中で情報を共有している。



危険箇所の見取り図



高所作業

（出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」）

書類確認：【参考様式⑪ 危険箇所の見取り図、対策一覧】

32 農作業事故を減らすため作業環境を改善している。

ポイント

危険箇所や危険作業を把握したら、農作業事故につながる恐れのある作業環境を改善します。

※次のようなことに取組みます。

- ①危険箇所に表示板を設置する。
- ②路肩の草刈り、軟弱地を補強する。
- ③ほ場出入り口の傾斜の緩和や拡幅を行う。
- ④高所にすべり止めや手すりを設置する。
- ⑤定期的に休憩を取る。



表示板の設置

(出典：農業ナビゲーション研究所

「GAP取組支援データベース」)



路肩の草刈り

書類確認：【参考様式⑪ 危険箇所の見取り図、対策一覧】

現地確認：作業環境改善点

33 安全確保のため、危険を伴う作業従事者を制限している。

ポイント

適切に行わないと危険を伴う作業（機械作業、高所作業、農薬散布作業）の従事者などに対しては、条件によっては就業を制限します。

※次のようなことに取組みます。



- ①酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者には危険作業をさせないようにする。
- ②高齢者には作業分担をする等の配慮を実施する。
- ③1日あたりの作業時間の設定と休憩を取得する。

休憩時間は適宜取る。

質問での確認：制限内容について

34 労災に備えた保険に加入している。

ポイント

万が一の農作業事故などに備え、労働災害保険等に加入します。



万一の備えは大丈夫？

※次のようなことに取組みます。

- ①農作業による死亡やけがに備えた労災保険等に加入する。
- ②道路等で第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険に加入する。
- ③事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険に加入する。

書類確認：保険証書

35 ボイラーの設置・使用にあたっては、届け出や点検等、法令で定められた設置者の義務を守っている。

ポイント ✓

ボイラーの設置・使用には、法令で必要な届け出、取扱作業主任者の設置などが義務付けられており、対応をする必要があります。

※ボイラーの規模に応じて労働安全衛生法に基づき、次の取り組みを行います。

- ①労働基準監督署への設置の届け出
- ②定期検査の実施
- ③取扱作業主任者の設置
- ④点検記録の保管（3年間）

書類確認：ボイラーの設置・使用の届出、定期検査状況
取扱作業責任者の設置

36 農産物の生産に係る記録を行い、保存している。

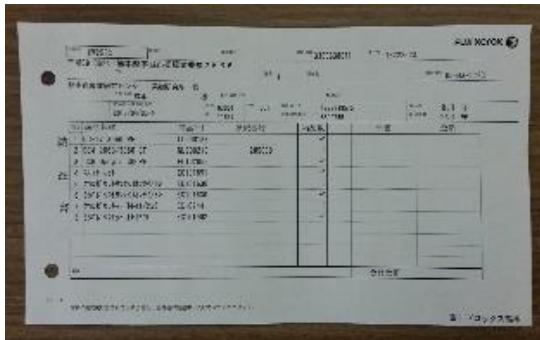
ポイント

農業活動に関する情報を後で確認できるようにするため、農産物の生産に係る内容を記録して保存します。

※次のような事項を記録、保存します。

- ①播種、定植、収穫等の作業年月日
- ②かん水の実施日、方法
- ③資材の使用・洗浄・消毒等の年月日

また、種子、苗、土壤改良資材等の購入伝票は保存する。



「GAP取組支援データベース」

書類確認：【参考様式⑫ 作業日誌】

37 農産物の出荷に関する記録を行い、保存している。

ポイント ✓

産地偽装や食中毒など、食品事故が発生した時の危害拡散防止のため、農産物の出荷に関する記録を行います。

※以下の記録を行います。

- ①生産した品目名
- ②出荷先の名称、所在地
- ③出荷年月日
- ④出荷量
- ⑤クレーム対応記録
- ⑥食品衛生法上の規格基準に適合するため、検査（微生物、残留農薬検査等）を実施した場合の記録



出荷伝票の保存

(出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」)

なお、販売を委託している場合（農協等への出荷）、委託先が記録を作成、保存していることを確認する。

※ 茶の場合は個包装で販売も行うので、食品表示法に従い、正しい表示で出荷します。

書類確認：【参考様式⑬ 出荷台帳】

38 記録は保存期間を設定し、その間保存している。

ポイント ✓

食品事故などの問題発生時に備え、作成した記録を一定期間保存します。

※次のことに取組みます。

- ①農産物の出荷記録については、取扱う食品の流通の実態に応じた期間（1～3年間）保存する。
- ②その他の記録（生産記録など）については、取引先からの情報提供の求めに対応するための期間を設定し、必要な期間保存している。



書類確認：過去の台帳類

出荷記録等の保存

（出典：農業ナビゲーション研究所
「GAP取組支援データベース」）

39 技術・ノウハウ（知的財産）を保護し活用している。

ポイント

登録品種など、他人の知的財産は侵害しないよう適切に使用することが必要です。また、自らが開発した技術、ノウハウ（知的財産）は保護し、活用します。

※登録品種（他人の知的財産）を利用する場合、次のことに取組みます。

- ①権利者の許諾を得る。

※農業者自らの技術、ノウハウを持つ場合、以下のとおり取扱います。

- ①権利化、秘匿、公開など知的財産の活用手段を選択する。

権利化：特許権や実用新案権の取得

秘匿：開発者個人または限られた地域・グループでの利用

公開：学会での発表、刊行物への掲載、他者に教える。

- ②技術内容等を文書化する。

- ③技術・ノウハウを活用する場合は、販売戦略に照らし合わせて

「自ら技術を独占的に使い生産する」、「技術を使わせ、その使用料を徴収する。」「技術を使う権利そのものを販売する」のうち適切な手段を選び、技術を使用する範囲を決める。

書類確認：登録品種権利許諾の書類

40 自己点検を行い、不適合な項目を改善している。

ポイント

Plan（計画）-Do（実行）-Check（確認）-Action（改善）の一連の流れによる農業生産工程管理（GAP）を実践します。

※次のことについて取り組みます。

- ①県版 GAP のチェックリストをもとに、農場管理ルールを決める。
(Plan)
- ②ルールに沿った農作業を実践し、取組内容を記録し保存する。(Do)
- ③②の記録に基づいて実践したことを探査によって検証し、検証結果を保存する。(Check)
- ④検証の結果、改善が必要な部分を把握し、見直す。(Action)

年に1回以上、自己点検及び農場管理ルールの見直しを行ったことが分かるように記録を取る。

書類確認：【参考様式：申請様式第2号自己点検評価シート】